

学校法人福井仁愛学園

仁愛大学・仁愛女子短期大学 ガバナンス・コード にかかる遵守状況 (R5.3)

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	遵守状況	<解説>
1-1 建学の精神	○	-
1-2 教育研究上の目的	○	1-2 (2)

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	遵守状況	<解説>
2-1 理事会	○	-
2-2 理事	○	-
2-3 監事	○	-
2-4 評議員会	○	-
2-5 評議員	○	-

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	遵守状況	<解説>
3-1 学長	○	-
3-2 教授会	○	-

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	遵守状況	<解説>
4-1 学生に対して	○	-
4-2 教職員等に対して	○	-
4-3 社会に対して	○	4-3 (1)
4-4 危機管理及び法令遵守	○	-

第5章 透明性の確保（情報公開）	遵守状況	<解説>
5-1 情報公開の充実	○	-

1-2 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて
学内外の環境の変化の予測に基づき、学園として5年間の第3次中期計画及び財務計画を一体的に策定しています。

4-3 (1) 認証評価及び自己点検・評価
仁愛大学は（公財）日本高等教育評価機構から、仁愛女子短期大学は（一社）短期大学基準協会から認証評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図るとともに、自己点検評価報告書を作成し、社会に対して公表しています。